

静岡産業大学経営学部スポーツ教育研究所規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第52条の2（スポーツ教育研究所）に基づき、静岡産業大学経営学部スポーツ教育研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 研究所は、静岡産業大学経営学部（以下「本学部」という。）におけるスポーツ教育及び医科学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自主調査研究
- (2) 学外からの調査研究の受託
- (3) 調査研究成果等の発表
- (4) 研究・論集等の刊行物の発行
- (5) その他前条の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 研究所は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所 長
- (2) 所 員
- (3) 客員研究員

(所 長)

第5条 所長は、所員及び客員研究員の中から学部長が指名し、学長の承認を経て、理事長が任命する。

- 2 所長は、研究所の事業を統括し、研究所を代表する。
- 3 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(所 員)

第6条 所員は、本学部の専任教員のうちから学部長が任命する。

- 2 所員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第7条 研究所には、優れた専門の経験と学識を有する者を客員研究員として招聘するこ

とができる。

2 客員研究員については、別に定める。

(運営委員会)

第8条 研究所の円滑な運営を図るため、スポーツ教育研究所運営委員会を設置する。

2 スポーツ教育研究所運営委員会については、別に定める。

(庶務)

第9条 研究所に関する庶務は、大学事務局スポーツ課において行う。

(改正)

第10条 この規程の改正は、本学部教授会及び大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成19年11月28日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。